

活動結果報告書

越前市議会

令和4年 10 月 1 日

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 小玉 俊一



下記のとおり報告します。

日程 令和 4年 8月22日 （月曜日） ～ 令和 4 年 8月 22日 （月曜日）

活動先 労働者協同組合業務室（厚生労働省）

活動目的 令和4年10月1日から施行される「労働者協同組合法」のレクチャ

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる）

川合孝典参議院議員（比例区）を通して、厚生労働省 勤労者生活課から職員を迎え

令和4年10月1日から施行される「労働者協同組合法」のレクチャを受けた。

労働者協同組合法の趣旨説明や背景と狙い、具体的な取り組み

① 農と食、人と地域がつながるデイサービス

② 商店街の活性化や住民のコミュニティづくり など

労働者協同組合に設置される機関・設立の流れなどのレクチャを受け、学び

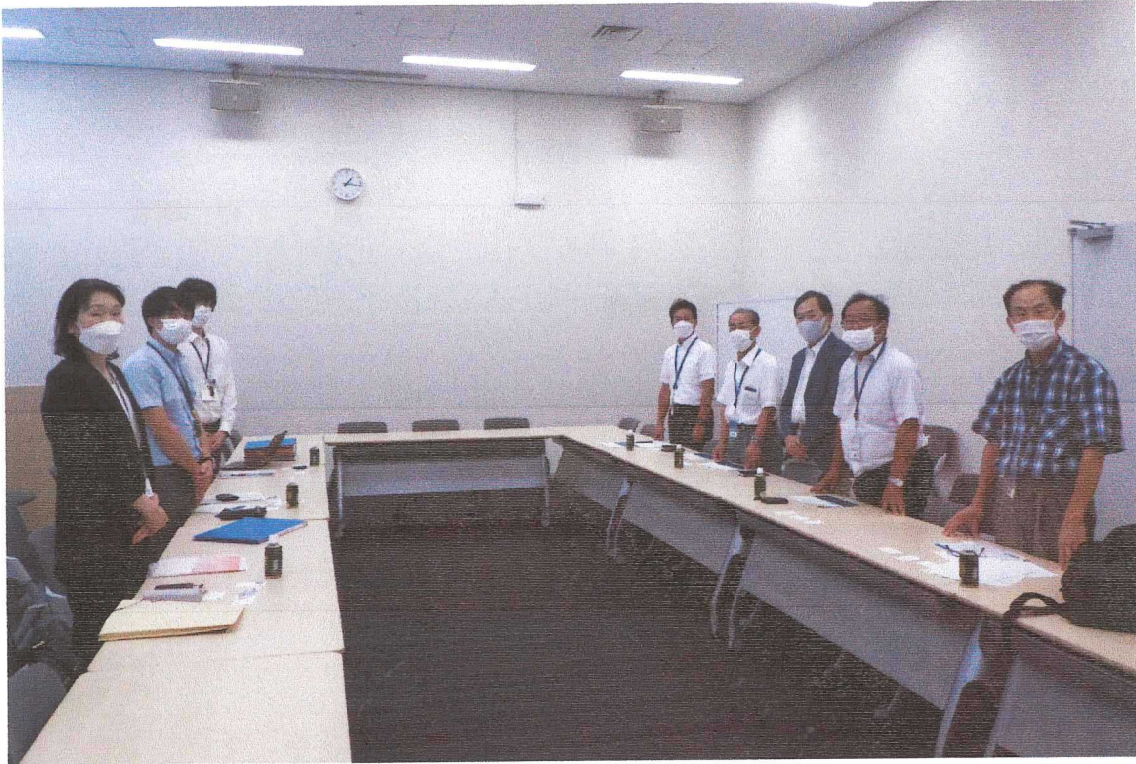
労働者協同組合の設立や運営についての法整備を行うことで、さまざまなスタイル

の就労機会の創出を促進すること、労働者協同組合を創設することで地域のニーズ

に合わせたさまざまな事業が行われ、地域社会をより活性化することを目的

としているという点を わが越前市でも多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むために

活用できる事例を掘り下げるための手立てはないかという事を考えたいと思う。



令和4年8月22日 衆議院での「労働者協同組合法」のレクチャ（東京）

労働者協同組合法

～令和4年10月1日、労働者協同組合法が施行されます～

厚生労働省 勤労者生活課

労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

本年10月に施行される労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

この法律では、労働者共同組合は、以下（1）から（3）の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること

（1）資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。



（2）話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。



（3）共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。



(参考) 労働者協同組合法の全体像①

労働者協同組合法は全177条に及ぶ条文で構成された法律です。

労働者協同組合法 目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 労働者協同組合

第一節 通則 (第二条—第六条)

第二節 事業 (第七条・第八条)

第三節 組合員 (第九条—第二十一条)

第四節 設立 (第二十二条—第二十八条)

第五節 管理

第一款 定款等 (第二十九条—第三十一条)

第二款 役員等 (第三十二条—第五十条)

第三款 決算関係書類等の監査等 (第五十一条—第五十三条)

第四款 組合員監査会 (第五十四条—第五十七条)

第五款 総会等 (第五十八条—第七十一条)

第六款 出資一口の金額の減少 (第七十二条—第七十四条)

第七款 計算 (第七十五条—第七十九条)

第六節 解散及び清算並びに合併 (第八十条—第九十四条)

第二章の二 特定労働者協同組合 (第九十四条の二—第九十四条の十九)

第三章 労働者協同組合連合会 (第九十五条—第一百二十三条)

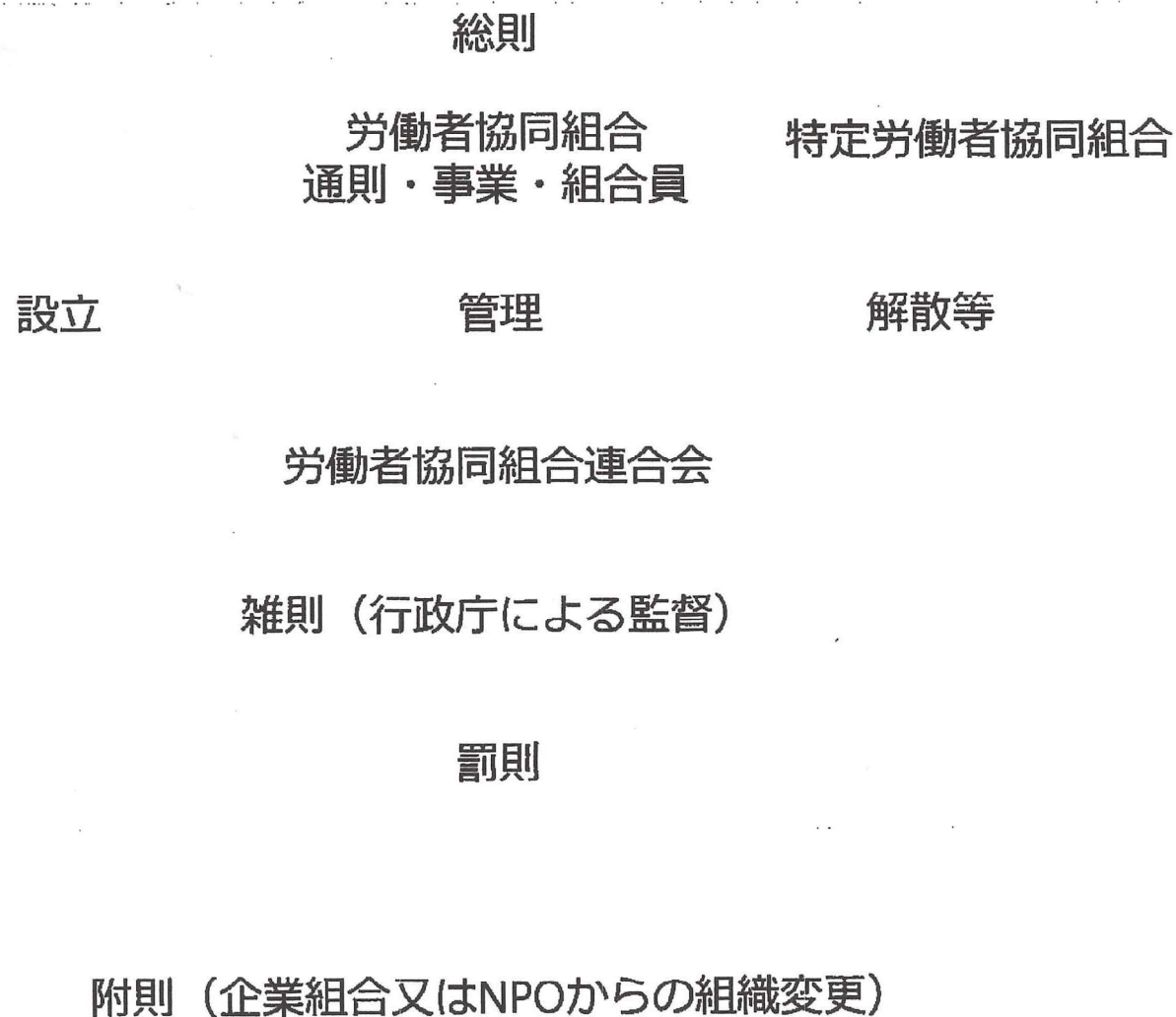
第四章 雑則 (第二百二十四条—第二百三十二条)

第五章 罰則 (第二百三十三条—第二百三十七条)

附則

(参考) 労働者協同組合法の全体像②

法律の構成イメージは以下の通りです。



労働者協同組合法成立の背景と狙い

国会における法案提出時の趣旨説明や法施行に向けた議論のなかで、労働者協同組合への期待が語られた。

→ 労働者協同組合は、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つ。

趣旨説明

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、状況に応じてNPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の法人格の枠組みのもとでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

(第203回国会 衆議院厚生労働委員会 令和2年11月18日)

厚生労働大臣国会答弁

- 継続的な事業を前提として、非営利という形で、お互いに相談をしながら協同で事業を行っていくということは、地域づくりの事業には非常に向いている、そういう形の制度でございます。

(第208回国会 衆議院厚生労働委員会 令和4年5月20日)

具体的な取組イメージ① 農と食、人と地域がつながるデイサービス

- 埼玉県ふじみ野市にある平屋建ての地域密着型デイサービス。
- 周囲には畑が広がり、利用者は機能訓練を兼ねた農作業を楽しんでいます。収穫した野菜はデイサービスの食事として提供され、「おいしい」と評判です。ここでは、農業と食、地域が生き生きとつながった事業が実現しています
- 活動のきっかけは、市営住宅に避難していた東日本大震災の被災者たちと有志の仲間で開催交流会を始めたことでした。
- 被災者からの「息が詰まりそう、畑仕事がしたい」という思いを聞き、農地を借りて農作業をスタートしましたが、やがて、地域活動を持続的に行う拠点として事業所を立ち上げようと、話し合いを重ねて、デイサービスを開始しました。
- 「自分の親を預けたいと思えるデイサービス」という理念は話し合いの中で自然と生まれたものです。

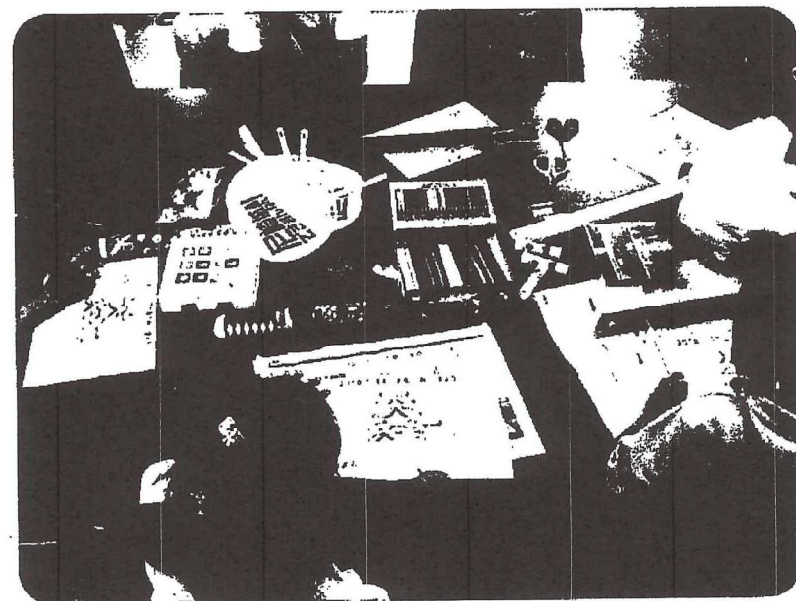
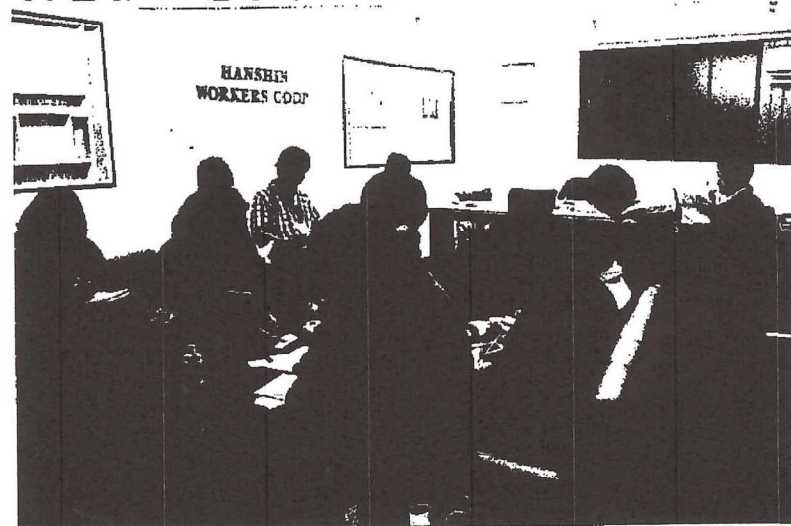
自分の親を預けたいと思える、こだわりのデイサービスを作る



具体的な取組イメージ② 商店街の活性化や住民のコミュニティづくり

- 阪神尼崎駅の近くの商店街に、高齢者や子ども、商店街の活性化や住民のコミュニティづくりまで幅広く事業を行う団体。
- 設立したのは、この街で生まれ育った仲間たち。造園と介護事業をはじめ、子ども食堂の運営、児童デイサービス、地域の商店街活性化をめざしたイベント、地域連帯プロジェクトなど、多彩な事業を運営しています。
- 設立当初は組合員の前職でもあった造園と、地域での必要性が高かった介護事業から始まりましたが、地域や住民の要望に応える形でどんどん広がってきました。
- 誰でも立ち寄ることができる地域の居場所としてのコミュニティスペースや、空き店舗を改装した児童デイサービスなど、いくつもの活動を通じて地域商店街の方々とのつながりが増え、近隣の学校の先生や生徒、行政職員、NPO法人など、様々な人たちと一緒に活性化する活動にも取り組むことに。
- 「商店街を盛り上げたい、賑わいを取り戻したい」と願う皆で話し合いを繰り返し、阿波踊り、アート展、頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く「押しチャレンピック」、尼崎城再建をきっかけとして始まった「刀（カタナ）トング」による清掃活動など、様々なイベントが開催されました。

生まれ育った我が町に、昔のような
にぎわいを取り戻したい



労働者協同組合の主な特色

(1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等） 等

(2) 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。

これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人が揃えば設立可能。

(3) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

(4) 出資配当はできない

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

(5) 都道府県知事による監督を受ける

毎年度、決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受ける。

法人格を得ることについて

労働者協同組合法に基づいて設立される団体は、新しい法人である「労働者協同組合」として認められる

法人格

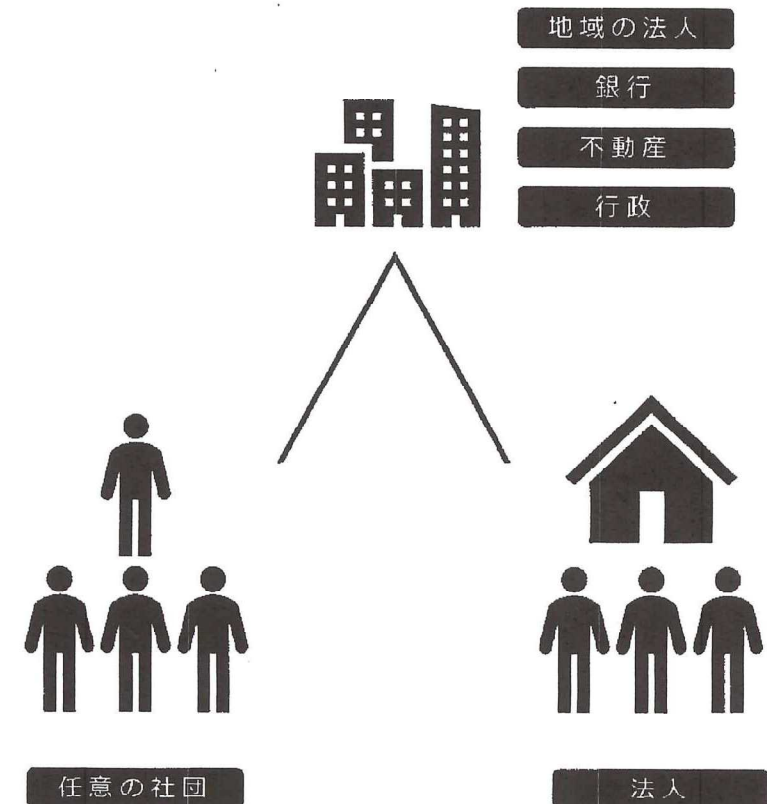
- 一定の目的をもって自然人が集まった団体が社團（財産が集まったものを財団）
- 社團等のうち、自然人と同格の権利義務の帰属主体として法令に基づいて成立するものが法人

法人格取得の意義

- 法人の名義で契約を行うことや不動産などの財産の登記ができる
- 法人の活動やガバナンス等の内容が法令によって定まっているため、取引や人材確保などの場面における社会的な信頼性が高まる
- トラブルが生じた際に依るべき法令が明確となる

準則主義

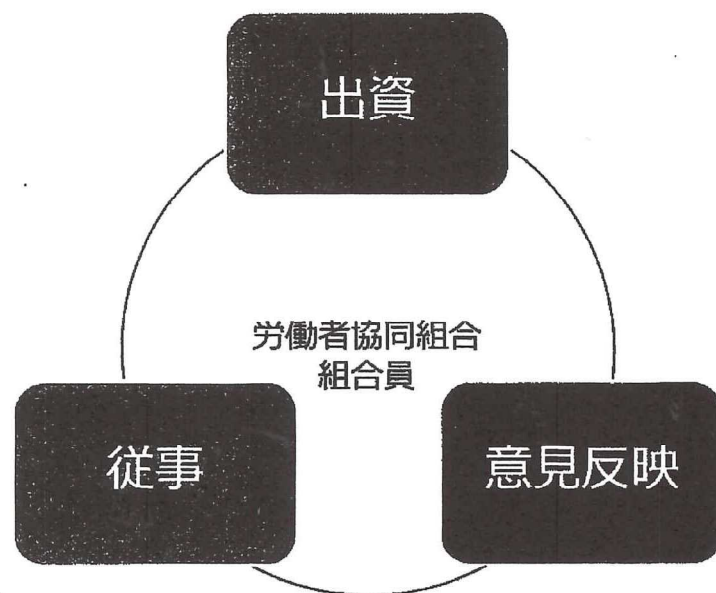
- 法人の設立に関して、あらかじめ法律で定めた要件を満たせば当然に法人格を付与とする制度（⇔許可主義、特許主義）



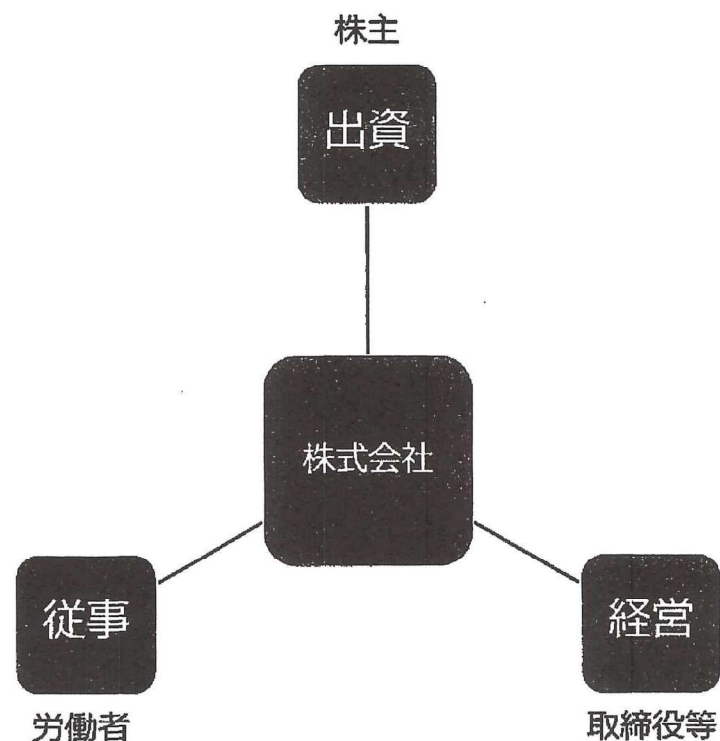
労働者協同組合の株式会社との違い

労働者協同組合は、組合員による出資（出資原則）、組合員の意見を反映した事業の運営（意見反映原則）、組合員自らその事業に従事（従事原則）という基本原理に沿って事業が行われ、組合員がいずれにも関わることが特徴。

労働者協同組合の例



株式会社の例



労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するもの。
労働者協同組合は、こうした活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進する意義。

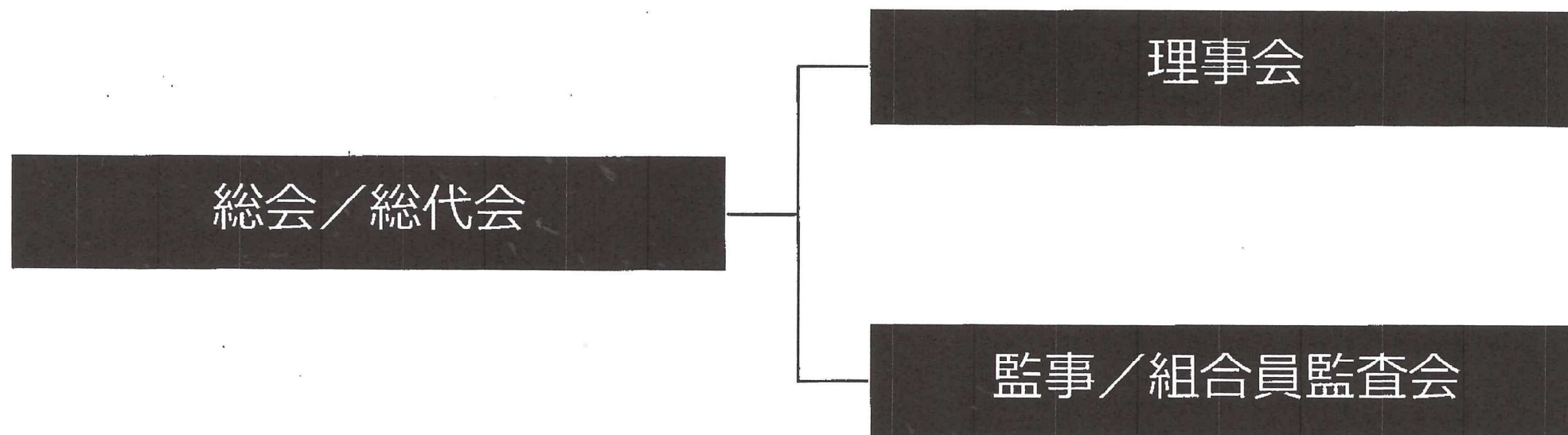
	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求（20分野）	特定非営利活動	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（1）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （2）農業の経営 （3）（1）及び（2）に附随する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	出資比率による	1人1票	原則1人1票	原則1人1票	1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（1）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

労働者協同組合の基本原理を支える関係規定

基本原理	出資原則	意見反映原則	従事原則
趣旨を支える規定	➤ 組合員は出資1口以上を有しなければならないこと（法第9条第1項）	➤ 1組合員1議決権（法第11条第1項） ➤ 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること（法第3条第2項第4号）	➤ 組合員の資格は個人に限ること（法第6条）
具体化した規定	➤ 引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に組合員となること（法第12条第2項） ➤ 出資の払込みを怠ったことは除名事由であること（法第15条第2項第2号） ➤ 出資1口の金額・払込みの方法は絶対的定款記載事項であること（法第29条第1項第7号）	➤ 組合員の意見を反映させる方策を絶対的定款記載事項とすること（法第29条第1項第7号） ➤ 意見反映の実施の状況・結果を総会報告事項とすること（法第66条第1項）	➤ 総組合員の5分の4以上が事業に従事し、事業に従事する者の4分の3以上が組合員であること（法第8条第1項及び第2項） ➤ 長期間にわたって組合の行う事業に従事しないことは除名事由であること（法第15条第2項第1号）

労働者協同組合に設置される機関

労働者協同組合の意思決定や業務の執行を行うために、総会、理事会等の機関が定められている。



- ・ 総会は、組合の基本原理を具体化する機関で、組合における最高意思決定機関

※総代会は、組合員総数が200人を超える組合のみ設置可能

- ・ 理事会は、すべての理事で構成される業務執行機関

- ・ 監事は、理事の業務の執行を監査する機関

※組合員監査会は、理事以外の全ての組合員をもって組織される。組合員総数が20人を超えない組合のみ設置可能

総会議決事項と報告事項

- ・総会で議決を経なければならない事項、総会場で理事が報告しなければならない事項が法定されている。
- ・議決事項に対して、組合員は出資口数にかかわらず、1人1票の議決権を行使する。

議決事項

①法定議決事項

(特別議決事項と以下の事項)

- ・規約の設定、変更又は廃止
- ・毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- ・組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡
- ・労働者協同組合連合会への加入又は脱退
- ・役員選挙又は選任
- ・組合員による役員解任請求
- ・決算関係書類の承認

②任意議決事項

- ・その他定款で定める事項

特別議決事項

総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要な事項

- ①定款の変更
- ②組合の解散又は合併
- ③組合員の除名
- ④事業の全部の譲渡
- ⑤一定の事情のもと、特定の組合員について出資口数持ち上限を超える承諾
- ⑥一定の役員に関する、役員組合に対する損害賠償責任の免除
- ⑦新設合併設立に関する事項

報告事項

①通常総会での報告事項

- ・各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果

②事由が生じた日後最初に招集される総会での報告事項

- ・就業規則の作成、変更の内容
- ・労働協約の締結の内容
- ・労働基準法第4章に規定する協定の締結又は委員会の決議の内容

労働者協同組合の設立の流れ

労働者協同組合の設立の流れは以下の通り。

発起人を3人以上集める

必要書面作成

定款、事業計画書、収支予算などを作成

令和4年10月1日以降

創立総会の公告・創立総会

創立総会の2週間前までに日時、場所、定款を公告
総会では、定款の承認のほか、事業計画書、収支予算
の議決、役員（理事・監事）の選挙などを行う

出資の払込み

理事は、組合員に出資の払込をさせる

設立の登記（組合の成立）

法務局に設立の登記の申請をする

設立の届出

登記後2週間以内に、行政庁（主たる事務所の
所在地を管轄する都道府県知事）に届出

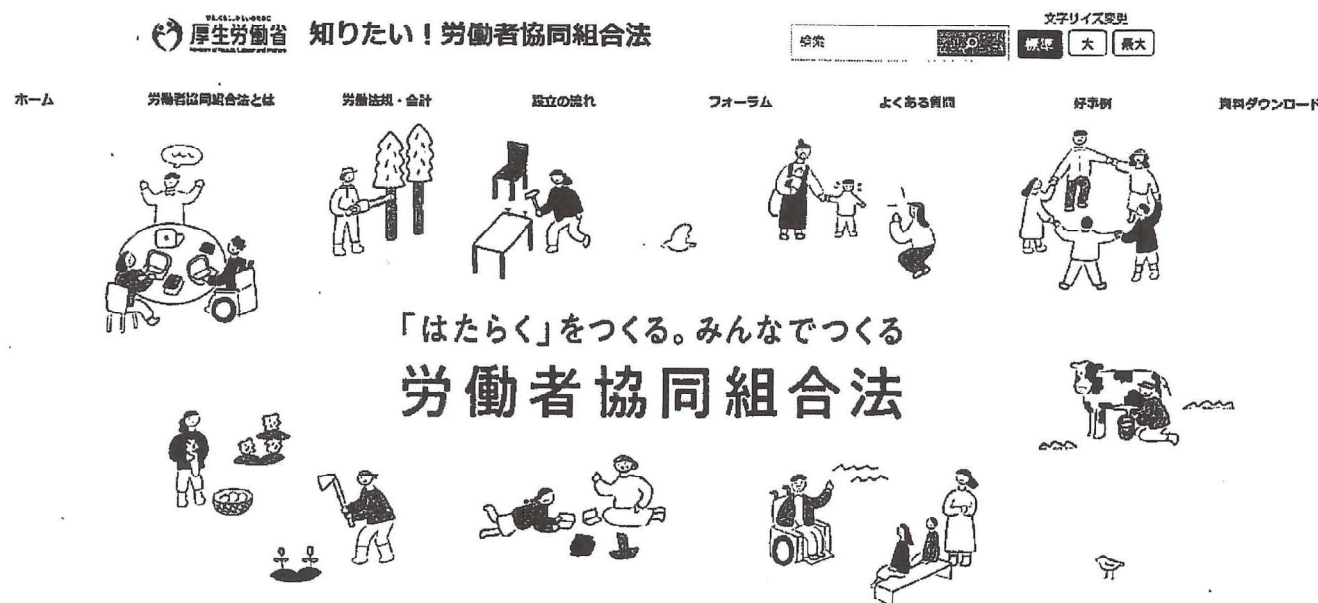
事業開始の準備

社会保険・労働保険の加入、36協定・就業規則の届出
税務関係の届出など

事業の開始

WEBサイト「知りたい！労働者協同組合法」

厚生労働省は、令和4年10月1日の労働者協同組合法の施行に向けて、特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」を開設しました。



掲載内容（随時更新）

- 労働者協同組合法の概要説明
- 設立の流れについて
- フォーラム（全国7ブロックで開催）の開催情報
- 労働者協同組合に関する好事例のご紹介

対象者

- 労働者協同組合の立ち上げに関心がある方
- 他の法人形態（NPO法人や企業組合）からの組織変更に関心がある方
- 労働者協同組合と取引や契約を行うことに関心がある方

労働者協同組合法周知フォーラムについて

厚生労働省は、「労働者協同組合法」を皆さんに知っていただくために、9月から、労働者協同組合法の意義や解説、実践事例を紹介するフォーラムを開催することとしています。

	日時	開催地	会場・アクセス
北海道ブロック	11月27日（日）	北海道札幌市	かでの2・7北海道立道民活動センター （JR函館本線札幌駅から徒歩13分）
東北ブロック	11月23日（祝）	宮城県仙台市	仙台国際センター会議棟 大会議室「橘」 （地下鉄東西線国際センター駅から徒歩1分）
関東ブロック （参加者募集中）	9月17日（土） 13:00～16:00	東京都千代田区	一橋講堂 （東京メトロ半蔵門線、都営三田線、都営新宿線神保町駅（A8・A9出口）から徒歩4分 ・東西線竹橋駅（1b出口）から徒歩4分）
中部ブロック	11月6日（日）	愛知県名古屋市	名古屋造形大学大ホール （地下鉄名城線名城公園駅からすぐ）
関西ブロック	10月29日（土） 13:30～16:00	大阪府大阪市	AP大阪淀屋橋4F南 （京阪本線淀屋橋駅から徒歩4分）
中国・四国ブロック （参加者募集中）	9月3日（土） 13:30～16:30	広島県広島市	広島国際会議場ダリア （広島電鉄「原爆ドーム前」「袋町」「中電前」駅から徒歩10分、バス「平和記念公園」すぐ「広島バスセンター」より徒歩10分）
九州ブロック	2月18日（土）	福岡県福岡市	福岡県中小企業振興センター大ホール （JR鹿児島本線吉塚駅から徒歩0分）

会場またはオンラインでのご参加が可能です。申込みは特設サイトから行うことができます。

ご静聴ありがとうございました。

労働者協同組合に少しでもご関心いただけたら、是非とも以下をご活用ください。

①労働者協同組合特設サイト

②労働者協同組合に関するフォーラム

③労働者協同組合立ち上げや移行等に関する相談窓口

詳しくは専用サイトで

知りたい！労働者協同組合法 →
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

ホーム 労働者協同組合とは 労働法規・会計 設立の流れ フォーラム よくある質問 特設サイト 資料ダウンロード

「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

厚生労働省 国策プロジェクト

2022年10月1日
「労働者協同組合法」が
施行されます

**労働者
協同組合法
周知フォーラム**

9.17(土) 13:00 - 16:00
会場：一橋大学 一橋講堂

プログラム

- 13:00 開会式（厚生労働省事務次官、一橋大学学長、山崎大臣、労働者協同組合代表者等による挨拶）
- 13:10 基調講演 大塚洋子 元厚生労働省労働政策局長
「労働者協同組合法の施行と今後の展望」
佐村啓子 日本労働組合総連合会（連合）代表理事
「協同組合から見た労働者協同組合法の意義とポイント」
- 13:40 パネルディスカッション
「労働者協同組合法をどう活用するか」
山崎大臣、大塚洋子、佐村啓子、労働者協同組合代表者等によるディスカッション
- 14:10 休憩
- 14:30 パネルディスカッション
「労働者協同組合法の施行と今後の展望」
山崎大臣、大塚洋子、佐村啓子、労働者協同組合代表者等によるディスカッション
- 15:00 閉会式

入場無料
定員200名

主催：厚生労働省、東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都労働政策研究センター、労働者協同組合連合会、労働者協同組合推進委員会、労働者協同組合推進協議会、労働者協同組合推進ネットワーク

労働者協同組合法 相談窓口

0120 - 237 - 297

活動結果報告書

越前市議会

令和5年 1 月 13 日

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 小玉 俊一



下記のとおり報告します。

日程 令和 5年1月13日（月曜日） ～ 令和 5 年 1月 13日（月曜日）

活動先 ふるさと祭り 日本のまつり・故郷の味 東京ドーム

活動目的 日本のまつりを参考に越前市でも取り入れられる案件がないか視察

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる）

令和5年1月3日（月）に、市町の議員たちと、東京ドームにて開催されている ふるさと祭り
全国の地方のまつりを紹介、また各地域の目玉料理を観賞し、福井県からも 福井テレビからは
おろしソバをご当地の逸品と紹介されていました。

他に福井県の若狭の箸、永平寺の精進料理、いちほまれ、鯖寿しなどが紹介されていたのを見学
越前市の特産品や伝統工芸も 全国にアピールするためには、どのようにしていけば、
考える機会でもありました。

たいりょうほうさくくん



ふるさと祭り東京

日本のまつり・故郷の味

青森県
青森ねぶた祭



ニッポン 再始動!!



ナビゲーター EXILE TETSUYA | スペシャルプロデューサー 小倉智昭 | 日本の祭りナビゲーター EXILE ŪSA | ナビゲーター 橋ケンチ

※写真は全てイメージです

2023.1.13[金]-1.22[日] 会場 東京ドーム

開催時間
13日[金]-21日[土] 10:00-21:00
※入場は閉場の30分前まで
22日[日] 10:00-18:00

■主催：ふるさと祭り東京実行委員会（フジテレビジョン、文化放送、東京ドーム）
■後援：国土交通省、国土交通省観光庁、読売新聞社、日本観光振興協会、全国中小企業団体中央会、一般財団法人地域伝統芸能活用センター、東日本旅客鉄道株式会社、日本航空株式会社
■特別協力：青森市、弘前市、秋田市



詳細は公式HPより

会場内で取扱い可能なお支払い方法

現金 	クレジット 	電子マネー 交通系 決済系
QRコード 		

オトクな
クーポン付

たいりょうほうさくくん © みうらじゅん、うちゅー © 伊豆・三津シーパラダイス、くまモン © 2010 熊本県くまモン協賛熊本県、チーバくん、カハル © (公財) 志木市文化スポーツ振興公社、© ふなっしー、© にゃんごすたー、アックマ © vegastar

活動結果報告書

令和5年 2 月 14 日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 小玉 俊一



下記のとおり報告します。

日程 令和 5年2月14日（月曜日） ～ 令和 年 月 日（曜日）

活動先 こだま俊一だより 第20号

活動目的 市民に議員活動を報告

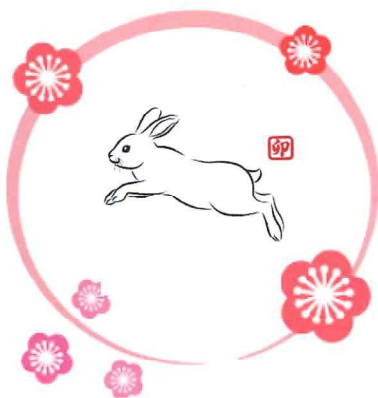
研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる）

令和4年度12月議会での一般質問の内容を報告

議員活動や議会の内容、北陸新幹線飯山駅を丹南広域議員団と視察の内容を

市民の皆様に報告。

発行部数 2,500枚

こだま
俊一

だより



令和4年の活動



北陸新幹線 飯山駅(長野県)

飯山市伝統産業会館にて



新型コロナ対策をし、2024年春開業予定の北陸新幹線の参考のために先進駅である長野県飯山駅を丹南広域組合議員として視察
伝統産業である飯山仏壇、内山紙を飯山市伝統産業会館へ見学。

飯山市の伝統工芸品、飯山仏壇・内山紙の伝統工芸館を見学し、説明を聞きながら、北陸新幹線が、開通した時点で、どのように発信し、生かしていったかなどのレクチャをお聞きました。

立春の候、寒い中にも春の足音が聞こえてきそうな今日この頃、今春5月8日より5類引き下げ、
・ 新型コロナウイルス感染対策、
待ったなしの
・ 少子高齢化対策
今後の気候変動などの
・ 環境・防災対策
地域交通の整備や北陸新幹線など、市民の皆さんが、元気で、住みよいまちづくりを本年も、しっかりとがんばっていきます。

北陸新幹線たけふ駅構内見学



昨年10月17日、県内唯一の新設駅で、「伝統・文化を未来につなぐシンボルの駅」越前たけふ駅を市議会で見学。越前和紙・越前内刃物・越前箆笥・越前漆器など伝統工芸品や越前指物の技術が活用、越前の手仕事を感じられます

令和4年度12月定例会

令和4年12月越前市議会定例会会期日程 (会期26日)

11月21日(月)	開会、諸般の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定 即決議案の審議 (提案理由説明、質疑、委員会付託、委員会審査結果報告、質疑・討論・採決) 令和4年度各会計補正予算案、条例案、一般議案(提案理由説明) 議案に対する質疑・委員会付託 代表質問
11月24日(木)	一般質問(14人)
11月29日(火)	各委員会
12月1日(木)・2日(金)	各特別委員会
12月6日(火)~8日(木)	議会運営委員会
12月12日(月)	委員会審査結果報告(質疑・討論・採決) 閉会
12月14日(水)	
12月16日(金)	

デマンド交通見学(永平寺町)



公共交通特別委員会、永平寺町のデマンド交通、交通弱者や高齢者が、事前に予約を行い、病院や買い物に行くことができるシステムについて視察。

こだま俊一だより 第20号

(この広報紙は政務活動費を活用しています。)

〒915-0242 福井県越前市粟田部町 42-3
編集者 越前市議会議員 小玉 俊一
電話 (0778)-42-0335
FAX (0778)-43-0335

令和 4 年 12 月定例会
一 般 質 問

② ふるさと納税について

Q 越前市は企業版ふるさと納税で、どのような認定を受けているのか？

A 本市においても、本市の人口減少対策、定住化対策をまとめた市総合戦略に基づく令和2年度から令和6年度までの地域再生計画となる「越前市まち・ひと・しごと創生推進計画」が認定を受けている。

Q 子どもが生まれてから、高校３年生まで、医療や教育住民サービスを地方で受けて育つが、進学や就職を機に生活の場を都会に移し、現住所で納税を行うことで、地方で育った者からの納税が減少、そのような方々からもふるさとを応援いただくという点からどのような取り組みをされているのか？ という点も質問させていただきました

 ふるさと納税の案内を県人会や武生郷友会へも案内をしている。ふるさと納税の寄付募集の業務を市観光協会とも連携している事から県外への出向宣伝、チラシ等を配架しPR.

令和4年度12月補正予算の概要 (単位：千円)

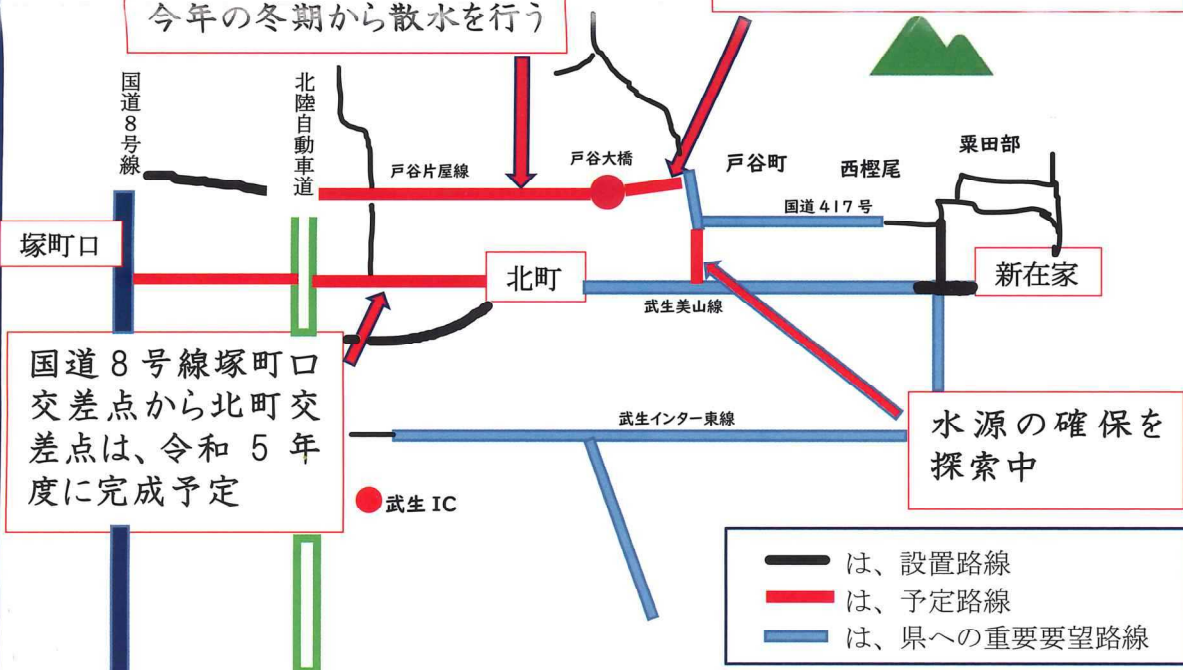
会計	補正前 ①	補正額 ②	補正後 ③	伸び率②/①
一般会計	37,601,354	1,027,524	38,628,878	2.7%
特別家計	17,142,443	201,026	17,343,469	1.2%
企業会計	9,221,918	66,075	9,287,993	0.7%
合計	63,965,715	1,294,625	65,260,340	2.0%

③ 消雪設備設置について

Q 消雪設備設置の進捗状況は？

A 三ツ屋町地系から戸谷町地系の戸谷大橋まで約 1.3Km 区間消雪施設の散水管の敷設完了
今年の冬期から散水を行う

今後は、国道 417 号交差点
までの約 0.7km 区間の散水
管の敷設を行う



Q 自家用車などの交通手段がなく、公共の交通手段しかない方々に、とっての移動手段が、便利になるよう、市として、どのように考えているのか見解をお聞きしました。

① 公共交通とデマンド型交通について

A 市民バスは、路線バスが、運行しない交通の不便なエリアを中心に、通院や買い物などの日常生活を支援するため、市が運行を委託している。

・今後、現在の路線バスの輸送状況や市民バス利用者のご意見を踏まえ、市民バス及び路線バスの再編や、今立エリアと武生エリアの相互移動に加え、北陸新幹線越前たけふ駅開業効果を拡大させるためにも、鯖江市との

・来年度以降のデマンド交通の導入に向け、市内の交通事業者との協議をはじめているところである。今後、デマンド交通への転換や市民バス、路線バスの再編など、地域や交通事業者と連携して、地域交通全体の最適化にむけた取り組みを進めていきたい。

相互移動についても検討が必要と考えている。

令和5年1月13日（金）より運行開始の坂井市を参考に越前市でもどのように運行・運営していくのか？という事も質問しました。

令和5年3月 定例会予定

- ・ 告示 2月10日（金）
- ・ 招集 2月17日（金）
- ・ 会期日程 29日間

2月17日（金）から
3月17日（金）まで

日頃のご要望・ご相談を承ります
ご連絡をお待ちしております。